

# 北海道情報大学通信教育部規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、北海道情報大学学則第3条第2項の規定に基づき、通信教育課程に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この規程に定めのない事項については、他の法令等を適用するものとする。

## 第2章 通信教育部の構成及び修業年限

(学部学科等)

第3条 北海道情報大学（以下「本学」という。）の通信教育課程は、通信教育部と称し、次の学科及び専攻を置く。

総合情報学部	経営情報学科
	システム情報学科
	システム情報学科 情報数理専攻

(修業年限及び在学年限)

第4条 通信教育部の修業年限及び在学年限は、次のとおりとし、在学年限を超えて在学することはできない。

(入学年次)	(修業年限)	(在学年限)
1年次	4年	10年
2年次	3年	9年
3年次	2年	8年
4年次	1年	7年

(入学定員)

第5条 学生の定員は、次のとおりとする。

	(入学定員)	(収容定員)
通信教育部 総合情報学部 経営情報学科	100名	400名
システム情報学科	800名	3,200名
システム情報学科 情報数理専攻	(80名)	(320名)
計	900名	3,600名

2 システム情報学科情報数理専攻の定員は、システム情報学科の定員の内数とする。

## 第3章 学年及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条の2 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日に始まり9月30日に終わる。

後学期 10月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(休業日)

第7条 休業日については、別に定める。

#### 第4章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第8条 通信教育部において教授する授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目とする。

2 卒業のために必要とする単位は、124単位以上とする。

3 授業科目の名称、単位数等は、別表第1のとおりとする。ただし、必要と認めるときは総合情報学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、学長は、その一部を変更することがある。

(履修方法)

第9条 学生は、前条により所定の授業科目を履修しなければならない。

2 学生は、毎年度の初めに履修しようとする授業科目を選択し、履修届を提出しなければならない。

3 学生は、印刷教材等による授業（以下「印刷授業」という。）、メディアを利用して行う授業（以下「メディア授業」という。）、面接授業及びその組合せによる授業で単位を修得しなければならない。

(他学科の授業科目の履修)

第9条の2 学生は、別表第1に定める他の学科又は専攻の授業科目を履修することができるものとする。

2 前項の規定により履修し修得した単位は、卒業のために必要とする単位に算入する。

(単位数の計算)

第9条の3 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第9条第3項に規定する授業の方法に応じ、次の基準により授業時間を計算するものとする。

(1) 印刷授業については、45時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもって1単位とする。

(2) 面接授業及びメディア授業における講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(3) 面接授業及びメディア授業における演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(4) 面接授業及びメディア授業における実習及び実技については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文の授業科目については、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(面接授業)

第10条 第8条第2項により卒業のために必要とする単位数124単位のうち、30単位以上は面接授業により修得するものとする。ただし、当該30単位は、すべてメディア授業により修得した単位で代えることができる。

2 面接授業は、本学校舎及び本学が指定する施設において実施する。面接授業についての細則は別に定める。

(メディア授業)

第11条 メディア授業の種類は、実施方法により次のとおりとする。

(実施方法) (名称)

リアルタイム双方向授業 IPメディア授業  
オンデマンド授業 インターネットメディア授業

2 メディア授業についての細則は、別に定める。

(印刷授業)

第12条 印刷授業は、本学が指定する教科書、学習指導書及び添削指導に基づいて実施する。

2 教科書、学習指導書その他の教材は、教育課程に応じて本学又は本学が指定したものより配布あるいは購入する。

3 学生は、教科書の内容に関し質疑のある場合は、質問票により行わなければならない。

4 学生は、1科目につき1回以上与えられた課題についてレポートを提出し、添削指導を受けなければならない。

5 印刷授業についての細則は別に定める。

第13条 削除

第14条 削除

(学習指導)

第15条 学習指導の内容充実のため、本学及び全国各地で面接指導、講演会等を実施することがある。

2 学習指導を効果的に実施するために、各種の印刷物を配布するものとする。

## 第5章 科目の修了認定及び卒業

(科目の修了認定)

第16条 各履修科目の修了は、試験及びその他の方法により当該科目担当者がこれを認定する。

2 試験は、本学が指定する試験場において実施する。その細則については別に定める。

3 試験を受けるためには、別に定める受験資格を認められたものでなければならない。

4 成績は、秀、優、良、可、不可の5種に分けて評価し、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。

5 合格者は、別表第1に定める当該科目の単位を修得したものとする。

(放送大学との単位互換)

第16条の2 放送大学との単位互換については、別に定める。

2 放送大学において修得した単位については、印刷授業での単位修得とみなす。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第17条 本学が教育上有益と認めるときは、他大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他の大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により当該他の大学等で修得した単位については、本学通信教育部における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第17条の2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める次の学修を、本学通信教育部における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

(1) 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、大学教育に相

当すると認められるもの

- (2) 文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係わる学修で、大学教育に相当する水準を有すると認められるもの
- (3) 社会的評価の高い知識及び技能に関して、国等が全国的な規模において年1回以上行う審査の合格に係わる学修で、大学教育に相当する水準を有すると認められるもの

(入学前の既修得単位等の認定)

第17条の3 学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、本学通信教育部における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

2 学生が本学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修については、本学通信教育部における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

(認定単位の上限)

第17条の4 第16条の2、第17条、第17条の2及び第17条の3により認定することができる単位数の合計は、本学において修得した単位並びに編入学及び転入学の場合を除き、60単位を超えないものとする。

(卒業)

第18条 通信教育部に4年以上在学し、第8条第2項に規定する単位を修得した者に対しては、教授会の議を経て、学長が卒業を認め、学士（経営情報学）の学位を授与する。

## 第6章 資格の取得

(教育職員免許状授与の所要資格の取得)

第18条の2 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、卒業のために必要とする単位を修得するほか、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 教育職員免許状授与の所要資格の取得に関する規程は、別に定める。

## 第7章 入学

(入学時期)

第19条 入学の時期は、学期の初めとする。

(入学資格)

第20条 入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検

定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

- (7) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
- (9) 高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者

（入学の出願）

第21条 通信教育部に入学を志願する者は、所定の書類に選考料を添えて指定の期日までに願出しなければならない。

（入学者の選考及び入学許可）

第22条 前条の入学志願者に対しては、書面審査による選考により、学長は入学を許可する。ただし、必要に応じて面接を行うことがある。

- 2 入学許可を受けた者は、指定の期日までに誓約書、保証人の保証書及び所定の書類を提出し、入学金、授業料を納入することで入学手続とみなす。

（入学許可の取消し）

第22条の2 学長は、入学手続後に必要な要件を欠くことが判明した者には、教授会の議を経て入学の許可を取り消すことができる。

（保証人）

第23条 第22条の保証人は、父母又はこれに準ずるもので独立の生計を営む成年者であることを要す。保証人として不適当と認めたときは、その変更を命ずることがある。

第24条 保証人は、学生の在学中に関する一切の事項につきその責に任ずるものとする。

第25条 保証人が死亡し、又はその他の事由でその責務を尽くし得ない場合は、新たに保証人を選定し届け出なければならない。

第25条の2 削除

（編入学及び転入学）

第25条の3 本学に他の大学等から編入学又は転入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て学長が相当年次に入学を許可することがある。

- 2 編入学及び転入学に関する必要な事項は、別に定める。

（再入学）

第26条 本学通信教育部を第34条の規定により退学した者及び第36条第1号又は第2号の規定により除籍になった者で再入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て学長が相当年次に入学を許可することがある。

- 2 再入学に関する必要な事項は、別に定める。

（転籍）

第27条 通信教育部の学生が、本学の通学の総合情報学部へ転籍を志望する場合及び本学の通学の総合情報学部の学生が通信教育部へ転籍を志望する場合には、欠員のある場合に限り選考の上、学長がこれを許可することがある。

- 2 転籍を許可された者が転籍以前に修得した単位の取扱いについては別に定める。

(二重在籍の禁止)

第28条 通信教育部の学生は、本学の通学課程並びに他の大学、短期大学及び高等専門学校等に在籍することは認めない。

## 第8章 休学・留学・転学科・転専攻・退学・転学及び除籍

(休学)

第29条 病気その他の事由により修学することができない者は、休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 休学の始期は、前学期又は後学期の開始日とし、学期途中からの休学は認めない。
- 3 休学は、当該年度限りとする。ただし、特別の事情がある場合には、引き続き1年以内限り休学を許可することがある。
- 4 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

第30条 病気の事情によっては、学長が休学を命ずることがある。

第31条 休学の事由が終了したときは、学長に復学を願い出ることができる。ただし、復学は学期の初めとする。

第32条 休学期間は、在学年数に算入しない。

第32条の2 休学を許可された者の授業料等納付金については、別に定める。

(留学)

第33条 外国の大学に留学して授業科目を履修しようとする者が、保証人連署の上、その旨を学長に願い出たときは、留学を許可することがある。

- 2 留学期間は、第4条に定める修業年限に算入することができる。
- 3 留学期間中、外国の大学において修得した単位については、第17条の定めを準用する。
- 4 留学期間中、学生は授業料その他の学生納付金を全額納入しなければならない。
- 5 留学に関する必要な事項は、別に定める。

(転学科及び転専攻)

第33条の2 通信教育部の学生が所属する学科又は専攻から他の学科又は専攻へ転学科又は転専攻を願い出た場合は、選考の上、学長が許可することがある。

- 2 転学科及び転専攻に関する規程は、別に定める。

(退学)

第34条 退学しようとする者は、保証人連署の退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

- 2 学年の途中において退学した者は、その学期の授業料、その他納入金を納入しなければならない。

(転学)

第35条 他の大学へ転学しようとする者は、その事由を明記した保証人連署の願い出を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第36条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍することができる。

- (1) 在学年を超えてなお卒業し得ない者
  - (2) 所定の授業料及びその他の納入金を期日までに納入せず、かつ督促に応じない者
  - (3) 休学期間を超えて、なお復学できない者
  - (4) 長期にわたる欠席その他の事由で、成業の見込みのない者
- 2 死亡した者は、保証人又はこれに代わる者から死亡の届出等によりこれを除籍する。
  - 3 学年の途中において、第1項第2号以外の事由により除籍された者は、その学期の授業料、その他納入金を納入しなければならない。

## 第9章 科目等履修生及び特別科目等履修生

### (科目等履修生)

第37条 本学の学生（大学院生を除く。）以外の者で、通信教育部の授業科目の一部を履修しようとする者があるときは、収容定員に余裕がある場合に限り、選考の上科目履修生として履修を許可することがある。

- 2 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

第38条 削除

第39条 削除

第40条 削除

### (特別科目等履修生)

第40条の2 通信教育部の特定の授業科目を履修することを志願する他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）の学生、高大連携協定を締結した高等学校から推薦された者及び教育センターから推薦された者があるときは、学長は、その協定等に基づき、特別科目等履修生として許可することができる。

- 2 特別科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

## 第10章 聴講生及び科目トライアル生

### (聴講生)

第41条 通信教育部の授業科目の一部を聴講しようとする者があるときは、収容定員に余裕がある場合に限り、聴講生として聴講を許可することができる。

- 2 聴講生に関する必要な事項は、別に定める。

### (科目トライアル生)

第41条の2 本学の学生以外の者で、別に定める通信教育部の科目トライアルプログラムの授業科目を受講しようとする者があるときは、収容定員に余裕がある場合に限り、科目トライアル生として受講を許可することがある。

- 2 科目トライアル生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第11章 特修生

### (特修生)

第42条 高等教育を広く公開する理念により、通信教育部に特修生の制度を置く。

第43条 特修生は、大学入学資格がない者であっても、その者が学習能力を有すると認められかつ収容定員に余裕がある場合に限り、特修生としての履修を許可することができる。

2 特修生に関する必要な事項については、別に定める。

## 第12章 組織

(通信教育部長)

第44条 通信教育部に通信教育部長を置く。

2 通信教育部長は、本学総合情報学部の通信教育部担当教授をもって充てる。

(教員)

第44条の2 通信教育部の授業は、本学の教員が担当する。

2 通信教育部は、非常勤講師を委嘱することができる。

3 非常勤講師に関する事項は、別に定める。

(事務組織)

第44条の3 通信教育部に事務部を置く。

(通信教育委員会)

第45条 通信教育部に、通信教育委員会を置く。

2 通信教育委員会に関する必要な事項は、別に定める。

## 第13章 選考料・入学金・授業料及びその他の経費

(選考料)

第46条 第21条により入学を志願する者は、選考料として別に定める金額を納入しなければならない。

(入学金・授業料等)

第47条 入学をする者は、別に定める入学金・授業料を納入しなければならない。

2 選考料、入学金、授業料等の金額は物価の変動その他の変化により、変更することがある。

3 入学金、授業料等の納入については、別に定める。

4 停学者は、停学期間中も授業料及びその他の納入金を納入しなければならない。

(科目履修料、特別科目履修料、聴講料及び受講料)

第48条 科目履修料、特別科目履修料、聴講料及び受講料については、別に定める金額を納入しなければならない。

(教職科目の受講料等)

第48条の2 教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目を履修する者及び教育実習を許可された者は、別に定める金額を納入しなければならない。

(返還)

第49条 既納の納入金の返還については、別に定める。

## 第14章 雑則

(雑 則)

第50条 奨学制度、学生の諸活動、賞罰については、本学学則を準用する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年11月18日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年3月31日に在学する者（以下「現に在学する者」という。）については、改正後の北海道情報大学通信教育部規程（以下「改正後の規程」という。）別表にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程施行の際、現に在学する者で改正後の別表中次の表の左欄に掲げる授業科目を履修しその単位を修得した者は、それぞれ改正前の規程別表中の次の表の右欄に掲げる授業科目を履修しその単位を修得したものとみなす。

左 欄		右 欄	
授業科目名	単位	授業科目名	単位
プログラミング言語Ⅰ	4	プログラム言語Ⅰ	2
		同 演習	2
プログラミング言語Ⅱ	4	プログラム言語Ⅱ	2
		同 演習	2
プログラミング言語論	2	プログラム言語論	2
データベース入門	4	情報管理論	4
情報処理特論	4	電子計算機システム論	4
人工知能	4	人工知能論	4

- 4 この規程施行の際、現に在学する者が改正後の規程別表中の次に掲げる授業科目を履修しその単位を修得したときは、改正前の規程別表による授業科目を履修しその単位を修得したものとみなし、卒業のために必要とする単位として換算する。

(一般教育等科目)

文学	4
独語	2
中国語	2

(経営学科専門科目)

経営組織論	4
経済数学	4
産業組織論	4
プログラム設計論	2
データ通信概論	4
知識工学	4
画像システム論	4
人工知能	4

(情報学科専門科目)

経営組織論	4
経済政策	4
経済数学	4
行政法	4
産業組織論	4
ネットワークプログラム論	4

音声工学概論	4
電子工学概論	4
ネットワークプログラム論	4

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成15年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道情報大学通信教育部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成15年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行し、改正後の第20条第7号の規定は、平成15年9月19日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成17年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道情報大学通信教育部規程（以下「改正後の規程」という。）第8条第2項及び別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程施行の際、在学者が次の表に掲げる授業科目を履修しその単位を修得したときには、改正前の別表第1に当該授業科目があったものとみなし、卒業のために必要とする単位として換算するものとする。

（経営学系専門教育科目）

キャッシュフロー会計	選択	2単位
e-ビジネス総論	選択	2単位
サプライチェーンマネジメント	選択	2単位
ベンチャービジネス論	選択	2単位
アントレプレナーシップ論	選択	2単位
個人情報保護法	選択	2単位

（情報学系専門教育科目）

初等関数	選択	2単位
ヒューマンインターフェイス総論	選択	2単位
多変数の微積分	選択	2単位
複雑系入門	選択	2単位
常微分方程式入門	選択	2単位
偏微分方程式入門	選択	2単位
Webサイト構築演習	選択	2単位

サーバ構築演習	選択	2単位
データベース構築演習	選択	2単位
コンテンツ制作演習	選択	2単位
常微分方程式による現象の解析	選択	2単位
複雑系による現象の解析	選択	2単位
数値計算	選択	2単位
画像処理の数学	選択	2単位

- 4 改正後の規程第10条第1項の規定が適用されると、平成17年4月1日に卒業要件がすべて充たされる在学者については、卒業要件として、平成17年4月1日以降にいずれかの授業科目（授業形態を問わない。）を2単位以上修得するものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年7月28日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に在学する者が改正後の別表第1に掲げる「特別講義(ファイナンス)」を履修しその単位を修得したときは、改正前の別表第1による授業科目を履修しその単位を修得したものとみなし、卒業のために必要とする単位として換算する。

附 則

この規程は、平成19年3月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年6月29日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に在学する者が改正後の別表第1に掲げる「基礎数学」を履修しその単位を修得したときは、改正前の別表第1による授業科目を履修しその単位を修得したものとみなし、卒業のために必要とする単位として換算する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成20年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者（以下「在学者の年次に入学する者」という。）については、改正後の北海道情報大学通信教育部規程別表第1（以下「改正後の別表第1」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程施行の際、在学者及び在学者の年次に入学する者が改正後の別表第1中の次に掲げる授業科目を履修しその単位を修得したときは、改正前の別表第1による授業科目を履修しその単位を修得したものとみなし、卒業のために必要とする単位として換算する。

（教養教育科目教養科目）

日本近現代小説を読む	選択	2単位
心理学	選択	2単位
哲学	選択	2単位

（教養教育科目外国語科目）

英語VI（ディベート）	選択	2単位
-------------	----	-----

（経営学系専門教育科目）

法学	選択	2単位
政治学の基礎	選択	2単位

商法 (情報学系専門教育科目)	選択	2単位
人工知能の基礎	選択	2単位

#### 附 則

- この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 平成20年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成20年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者(以下「在学者の年次に入学する者」という。)については、改正後の北海道情報大学通信教育部規程別表第1(以下「改正後の別表第1」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規程施行の際、在学者及び在学者の年次に入学する者が改正後の別表第1中の次に掲げる授業科目を履修しその単位を修得したときは、改正前の別表第1による授業科目を履修しその単位を修得したものとみなし、卒業のために必要とする単位として換算する。

(経営学系専門教育科目)

情報システム学概論Ⅰ	選択	2単位
情報システム学概論Ⅱ	選択	2単位

(情報学系専門教育科目)

プログラム言語Ⅰ	選択	4単位
----------	----	-----

#### 附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。ただし、改正後の北海道情報大学通信教育部規程(以下「改正後の規程」という。)第20条第6号の規定は平成17年4月1日から適用し、改正後の規程第20条第7号の規定は平成17年12月1日から適用する。

#### 附 則

- この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 平成21年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成21年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者(以下「在学者の年次に入学する者」という。)については、改正後の北海道情報大学通信教育部規程別表第1(以下「改正後の別表第1」という。)及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規程施行の際、在学者及び在学者の年次に入学する者が改正後の別表第1中の次に掲げる授業科目を履修しその単位を修得したときは、改正前の別表第1による授業科目を履修しその単位を修得したものとみなし、卒業のために必要とする単位として換算する。

(教養教育科目教養科目)

フランス革命とヴァンデ	選択	2単位
物理学の基礎	選択	2単位
基礎生命科学	選択	2単位

(経営学系専門教育科目)

経済学入門	選択	2単位
民法(身分法・物権法)	選択	2単位
民法(債権法)	選択	2単位
経営史	選択	2単位
流通概論	選択	2単位
現代経済学	選択	2単位
経営財務論	選択	2単位
人的資源管理論	選択	2単位
原価会計	選択	2単位
職業指導	選択	2単位
経営戦略と組織	選択	2単位
応用経営戦略論	選択	2単位

経営科学	選択	2単位
管理会計論	選択	2単位
経済システム分析	選択	2単位
産業心理学	選択	2単位
ERPシステム	選択	2単位
(情報学系専門教育科目)		
三角関数・指数関数・対数関数	選択	2単位
電子工学概論	選択	2単位
ネットワークシステム概論	選択	2単位
経営情報システム	選択	2単位
プロダクトデザイン概論	選択	2単位
ものづくりの基礎	選択	2単位
知識マネジメントとその応用	選択	2単位
ソフトウェアエンジニアリング	選択	2単位

#### 附 則

- この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 平成22年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成22年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者（以下「在学者の年次に入学する者」という。）については、改正後の北海道情報大学通信教育部規程別表第1（以下「改正後の別表第1」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 在学者及び在学者の年次に入学する者並びに平成25年3月31日までに入学する科目等履修生については、改正後の北海道情報大学通信教育部規程別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規程施行の際、学期の途中において在学年限を超える在学者の在学年限は、改正後の北海道情報大学通信教育部規程第4条の規定にかかわらず、当該学期の直前の学期末までとする。
- この規程施行の際、在学者及び在学者の年次に入学する者が改正後の別表第1中の次に掲げる授業科目を履修しその単位を修得したときは、改正前の別表第1による授業科目を履修しその単位を修得したものとみなし、卒業のために必要とする単位として換算する。

(情報学系専門教育科目)

医学医療	選択	2単位
------	----	-----

#### 附 則

この規程は、平成23年1月28日から施行し、平成23年1月20日から適用する。

#### 附 則

- この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 平成23年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成23年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者（以下「在学者の年次に入学する者」という。）については、改正後の北海道情報大学通信教育部規程別表第1（以下「改正後の別表第1」という。）及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規程施行の際、在学者及び在学者の年次に入学する者が改正後の別表第1中の次に掲げる授業科目を履修しその単位を修得したときは、改正前の別表第1による授業科目を履修しその単位を修得したものとみなし、卒業のために必要とする単位として換算し、「複素数」、「代数学」、「確率論」及び「統計概論」については、経営ネットワーク学科の履修を認めその単位を修得したときは、卒業のために必要とする単位として含めるものとする。

【経営ネットワーク学科】及び【システム情報学科】（情報学系専門教育科目）

一変数の微分法	選択	2単位
一変数の積分法	選択	2単位
多変数関数の解析	選択	2単位

応用数学	選択	2単位
【システム情報学科】(情報学系専門教育科目)		
複素数	選択	2単位
代数学	選択	2単位
確率論	選択	2単位
統計概論	選択	2単位

- 平成25年3月31日までに「教職総合演習」の単位が未修得の者については、平成25年4月1日以降に「教職実践演習(高)」を履修するものとする。
- 平成23年4月1日以降2年次に入学する者及び平成24年4月1日以降3年次に入学する者並びに平成23年4月1日以降に科目等履修生となる者が、平成26年3月31日までに「教育実習Ⅰ」又は「教育実習Ⅱ」を履修する場合は、平成25年3月31日までに「教職総合演習」を履修し、単位を修得するものとする。

#### 附 則

- この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、改正後の北海道情報大学通信教育部規程第9条の2の規定については、平成23年4月1日から適用する。
- 平成24年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成24年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者(以下「在学者の年次に入学する者」という。)については、改正後の北海道情報大学通信教育部規程別表第1(以下「改正後の別表第1」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規程施行の際、在学者及び在学者の年次に入学する者が改正後の別表第1中の次に掲げる授業科目を履修しその単位を修得したときは、改正前の別表第1による授業科目を履修しその単位を修得したものとみなし、卒業のために必要とする単位として換算する。

#### 【経営ネットワーク学科】及び【システム情報学科】(情報学系専門教育科目)

医療制度と医療情報システム	選択	2単位
食と健康情報	選択	2単位

#### 附 則

- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 平成25年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成25年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者(以下「在学者の年次に入学する者」という。)については、改正後の北海道情報大学通信教育部規程別表第1(以下「改正後の別表第1」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規程施行の際、在学者及び在学者の年次に入学する者が改正後の別表第1に掲げる「海外事情(アメリカ編)」及び「海外事情(中国編)」を履修しその単位を修得したときは、改正前の北海道情報大学通信教育部規程別表第1による授業科目を履修しその単位を修得したものとみなし、卒業のために必要とする単位として換算する。

#### 附 則

- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 平成26年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成26年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者(以下「在学者の年次に入学する者」という。)については、改正後の北海道情報大学通信教育部規程別表第1(以下「改正後の別表第1」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規程施行の際、在学者及び在学者の年次に入学する者が改正後の別表第1中の次に掲げる科目を履修しその単位を修得したときは、改正前の別表第1による授業科目を履修しその単位を修得したものとみなし、卒業のために必要とする単位として換算する。

#### 【経営ネットワーク学科】及び【システム情報学科】(教養教育科目)

ミステリを読む	選択	2単位
---------	----	-----

【経営ネットワーク学科】及び【システム情報学科】（経営学系専門教育科目）

イノベーション概論	選択 2 単位
消費者行動論	選択 2 単位
ホスピタリティマネジメント	選択 2 単位
健康と社会	選択 2 単位

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年度以前に入学した者（平成 27 年 4 月 1 日以降において、これらの者と同一年次に入学した者を含む。）（以下「在学者」という。）については、改正後の北海道情報大学通信教育部規程別表第 1（以下「改正後の別表第 1」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程施行の際、在学者が改正後の別表第 1 中の次に掲げる科目を履修し、その単位を修得したときは、改正前の別表第 1 による授業科目を履修し、その単位を修得したものとみなし、卒業のために必要とする単位として換算し、「不等式入門」、「集合と位相」、「行列の固有値と対角化」、「数論と公開鍵暗号系」及び「複素解析」については、経営ネットワーク学科及びシステム情報学科の履修を認め、その単位を修得したときは、卒業のために必要とする単位として含めるものとする。

（教養教育科目）

サステイナビリティ学	選択 2 単位
モチベーションの科学	選択 2 単位
情報を食べる	選択 2 単位
メディア・リテラシー入門	選択 2 単位

（経営学系専門教育科目）

民法入門	選択 2 単位
------	---------

（情報学系専門教育科目）

情報倫理	選択 2 単位
データ解析入門	選択 2 単位
宇宙への挑戦	選択 2 単位
健康情報学	選択 2 単位

附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 16 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際、平成 26 年度以前に入学した者（平成 27 年 4 月 1 日以降において、これらの者と同一年次に入学した者を含む。）が改正後の別表第 1 中の次に掲げる科目を履修し、その単位を修得したときは、改正前の別表第 1 による授業科目を履修し、その単位を修得したものとみなし、卒業のために必要とする単位として含めるものとする。

（経営学系専門教育科目）

イノベーション組織論	選択 2 単位
------------	---------

（情報学系専門教育科目）

コンピュータグラフィックス	選択 2 単位
---------------	---------

- 3 平成 27 年 3 月 31 日までに授業科目を履修し、修得した単位については、改正後の北海道情報大学通信教育部規程別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の北海道情報大学通信教育部規程（以下「改正後の規程」という。）別表第 1 中の次に掲げる科目については、平成 28 年

4月1日から適用する。

経営ネットワーク学科

(教養教育科目)

海外語学・文化研修(中国大連編) 選択1単位

システム情報学科

(教養教育科目)

海外語学・文化研修(中国大連編) 選択1単位

システム情報学科 情報数理専攻

(教養教育科目)

海外語学・文化研修(中国大連編) 選択1単位

2 平成29年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成29年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、前項ただし書に定めるものを除くほか、改正後の規程別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規程施行の際、在学者及び平成29年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者が改正後の規程別表第1中の次に掲げる科目を履修し、その単位を修得したときは、改正前の別表第1による授業科目を履修し、その単位を修得したものとみなし、卒業のために必要とする単位として含めるものとする。

経営ネットワーク学科

(教養教育科目)

ヘルスリテラシー入門 選択2単位

海外語学・文化研修(中国大連編) 選択1単位

システム情報学科

(教養教育科目)

ヘルスリテラシー入門 選択2単位

海外語学・文化研修(中国大連編) 選択1単位

(情報学系専門教育科目)

統計科学と現象の分析 選択2単位

システム情報学科 情報数理専攻

(教養教育科目)

ヘルスリテラシー入門 選択2単位

海外語学・文化研修(中国大連編) 選択1単位

(情報学系専門教育科目)

暗号とインターネットセキュリティ 選択2単位

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成30年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成30年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道情報大学通信教育部規程第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成31年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道情報大学通信教育部規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる科目については、令和2年4月1日から適用する。

経営ネットワーク学科

(経営系専門教育科目)  
経営戦略と企業経営 選択 2 単位  
システム情報学科

(経営系専門教育科目)  
経営戦略と企業経営 選択 2 単位  
システム情報学科 情報数理専攻

(経営系専門教育科目)  
経営戦略と企業経営 選択 2 単位

- 2 この規程施行の際、平成 28 年度以前に入学した者及び平成 28 年 4 月 1 日以降において平成 28 年度以前に入学した者と同一年次に入学した者が、改正後の北海道情報大学通信教育部規程別表第 1 中の次に掲げる科目を履修し、その単位を修得したときは、卒業のために必要とする単位として含めるものとする。

経営ネットワーク学科  
(経営系専門教育科目)  
経営学への招待 選択 2 単位  
流通の仕組み 選択 2 単位  
経営戦略と企業経営 選択 2 単位

システム情報学科  
(経営系専門教育科目)  
経営学への招待 選択 2 単位  
流通の仕組み 選択 2 単位  
経営戦略と企業経営 選択 2 単位

システム情報学科 情報数理専攻  
(経営系専門教育科目)  
経営学への招待 選択 2 単位  
流通の仕組み 選択 2 単位  
経営戦略と企業経営 選択 2 単位

#### 附 則

- この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 令和 5 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和 5 年 4 月 1 日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道情報大学通信教育部規程（以下「改正後の規程」という。）別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規程施行後、在学者及び令和 5 年 4 月 1 日以降に在学者の属する年次に入学する者が、改正後の規程別表第 1 中の次に掲げる科目を履修し、その単位を修得したときは、改正前の別表第 1 による授業科目を履修し、その単位を修得したものとみなし、卒業のために必要とする単位として含めるものとする。

経営ネットワーク学科  
(教養教育科目)  
健康科学 選択 2 単位  
(経営学系専門教育科目)  
デジタルマーケティング 選択 2 単位  
卒業論文 選択 4 単位  
(情報学系専門教育科目)  
情報の世界 選択 2 単位  
W e b 技術基礎 選択 2 単位  
データ解析入門 選択 2 単位  
情報倫理 選択 2 単位  
I T 戦略とマネジメントの基礎 選択 2 単位

システム情報学科 (教養教育科目)	
健康科学	選択 2 単位
(経営学系専門教育科目)	
デジタルマーケティング	選択 2 単位
(情報学系専門教育科目)	
情報の世界	選択 2 単位
W e b 技術基礎	選択 2 単位
I T 戦略とマネジメントの基礎	選択 2 単位
W e b アプリケーション基礎	選択 2 単位
離散数学 (グラフ理論)	選択 2 単位
データマイニング	選択 2 単位
卒業論文	選択 4 単位
システム情報学科 情報数理専攻 (教養教育科目)	
健康科学	選択 2 単位
(経営学系専門教育科目)	
デジタルマーケティング	選択 2 単位
(情報学系専門教育科目)	
情報の世界	選択 2 単位
W e b 技術基礎	選択 2 単位
I T 戦略とマネジメントの基礎	選択 2 単位
W e b アプリケーション基礎	選択 2 単位
離散数学 (グラフ理論)	選択 2 単位
データマイニング	選択 2 単位
卒業論文	選択 4 単位

- 4 この規程施行後、経営ネットワーク学科の在学者及び令和5年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者が、改正後の規程別表第1中のシステム情報学科及びシステム情報学科情報数理専攻の次に掲げる科目を履修し、その単位を修得したときは、改正前の別表第1による授業科目を履修し、その単位を修得したものとみなし、卒業のために必要とする単位として含めるものとする。

W e b アプリケーション基礎	選択 2 単位
離散数学 (グラフ理論)	選択 2 単位
データマイニング	選択 2 単位

#### 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

#### 附 則

- この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 令和6年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和6年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道情報大学通信教育部規程（以下「改正後の規程」という。）にかかわらず、なお従前の例による。
- 改正後の規程第5条に定める学生の収容定員は、同条の規定にかかわらず、令和6年度から令和8年度までは、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	収容定員		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度

通信教育部 経営情報学部	先端経営学科	名 100	名 200	名 300
	システム情報学科	3, 200	3, 200	3, 200
	システム情報学科 情報数理専攻	(320)	(320)	(320)
	計	3, 300	3, 400	3, 500

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和6年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道情報大学通信教育部規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和7年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道情報大学通信教育部規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程施行後、在学者及び令和7年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者のうち、先端経営学科及び経営ネットワーク学科に所属する者が、改正後の規程別表第1中の次に掲げる科目を履修し、その単位を修得したときは、改正前の別表第1による授業科目を履修し、その単位を修得したものとみなし、卒業のために必要とする単位として含めるものとする。

先端経営学科

（情報学系専門教育科目）

情報社会論	選択2単位
情報職業論	選択2単位
データマイニング	選択2単位

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和8年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道情報大学通信教育部規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和7年9月18日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和8年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道情報大学通信教育部規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程施行後、在学者及び令和8年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者のうち、先端経営学科及び経営ネットワーク学科に所属する者が、改正後の規程別表第1中の次に掲げる科目を履修し、その単位を修得したときは、改正前の別表第1による授業科目を履修し、

その単位を修得したものとみなし、卒業のために必要とする単位として含めるものとする。

経営情報学科  
（情報学系専門教育科目）  
基礎数学 選択 2 単位

附 則

- 1 この規程は、令和9年4月1日から施行する。
- 2 令和9年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和9年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道情報大学通信教育部規程にかかわらず、なお従前の例による。

## 【経営情報学科】

授 業 科 目		単 位 数	備 考	
教 養 教 育 科 目	教 養 科 目	心理学	2	
		哲学	2	
		物理学の基礎	2	
		基礎生命科学	2	
		ホスピタリティマネジメント	2	
		メディア・リテラシー入門	2	
		健康科学	2	
		海外事情（アメリカ編）	2	
		海外事情（中国編）	2	
	海外語学・文化研修（中国大連編）	1	正科生 B のみ 正科生 B のみ	
	外 国 語 科 目	英語Ⅰ（初級英語読解）	2	正科生 B のみ
		英語Ⅱ（初級英会話）	2	
		英語Ⅲ（中級英語読解）	2	
		英語Ⅳ（中級英会話）	2	
		英語Ⅴ（実用英語）	2	
初級中国語		2		
経 営 学 系 門 教 育 科 目	基 礎	憲法	2	
		マーケティング論	2	
		簿記原理基礎編	2	
		法学	2	
		商法	2	
		経済学入門	2	
		現代経済学	2	
		職業指導	2	
		民法入門	2	
		経営学への招待	2	
	流通の仕組み	2		
	応 用	ブランドマネジメント	2	
		定量分析とその応用	2	
		財務会計学基礎編	2	
		情報システム学概論Ⅰ	2	
		情報システム学概論Ⅱ	2	
		経営科学	2	
		管理会計論	2	
		産業心理学	2	
		消費者行動論	2	
		健康と社会	2	
	経営戦略と企業経営	2		
	発 展	e-ビジネス総論	2	
		デジタルマーケティング	2	
		サプライチェーンマネジメント	2	
		ベンチャービジネス論	2	
		アントレプレナーシップ論	2	
卒業論文		4		

授業科目一覧表

授 業 科 目		単 位 数	備 考
情報学系専門教育科目	基	情報の世界	2
		情報リテラシー	2
		行列と連立1次方程式	2
		基礎数学	2
		コンピュータシステム I	2
		Web技術基礎	2
	礎	三角関数・指数関数・対数関数	2
		経営情報システム	2
		データ解析入門	2
		情報倫理	2
		IT戦略とマネジメントの基礎	2
		応用	プログラミング基礎
	情報システムの設計		4
	インターネットアプリケーション		2
	システム開発基礎II		2
	知識マネジメントとその応用		2
	発展	情報社会論	2
		ネットワークセキュリティ	2
知的所有権論		2	
情報職業論		2	
データマイニング		2	

卒業要件として124単位以上を修得

授業科目一覧表

【システム情報学科】

授 業 科 目		単 位 数	備 考		
教 養 科 目  科 目	教 養 科 目	心理学	2		
		哲学	2		
		物理学の基礎	2		
		基礎生命科学	2		
		ホスピタリティマネジメント	2		
		メディア・リテラシー入門	2		
		健康科学	2		
		海外事情（アメリカ編）	2		
	海外事情（中国編）	2	正科生 B のみ		
	海外語学・文化研修（中国大連編）	1	正科生 B のみ		
	外 国 語 科 目	英語Ⅰ（初級英語読解）	2		正科生 B のみ
		英語Ⅱ（初級英会話）	2		
		英語Ⅲ（中級英語読解）	2		
		英語Ⅳ（中級英会話）	2		
英語Ⅴ（実用英語）		2			
初級中国語		2			
経 営 学 系 専 門 教 育 科 目	基 礎	憲法	2		
		マーケティング論	2		
		簿記原理基礎編	2		
		経営学への招待	2		
	応 用	流通の仕組み	2		
		ブランドマネジメント	2		
		情報システム学概論Ⅰ	2		
		経営科学	2		
		健康と社会	2		
	発 展	経営戦略と企業経営	2		
		e-ビジネス総論	2		
		デジタルマーケティング	2		
		サプライチェーンマネジメント	2		

授業科目一覧表

授 業 科 目		単 位 数	備 考	
情 報 学	基 礎	情報の世界	2	
		情報リテラシー	2	
		行列と連立1次方程式	2	
		基礎数学	2	
		コンピュータシステム I	2	
		コンピュータシステム II	2	
		Web技術基礎	2	
		オペレーティングシステム基礎論	2	
		三角関数・指数関数・対数関数	2	
	系 専 門 教 育 科 目	応 用	経営情報システム	2
			医学医療	2
			複素数	2
			一変数の微分法	2
			一変数の積分法	2
			データ解析入門	2
			情報倫理	2
			IT戦略とマネジメントの基礎	2
			ベクトル空間と線形写像	2
			プログラミング基礎	4
アルゴリズム	2			
Webアプリケーション基礎	2			
オペレーティングシステム	2			
情報システムの設計	4			
インターネットアプリケーション	2			
システム開発基礎II	2			
デジタル画像概論	2			
知識マネジメントとその応用	2			
代数学	2			
多変数関数の解析	2			
確率論	2			
医療制度と医療情報システム	2			
宇宙への挑戦	2			
統計科学と現象の分析	2			
育 展 目	発 展	情報社会論	2	
		ネットワークセキュリティ	2	
		知的所有権論	2	
		情報職業論	2	
		システム開発基礎I	2	
		データベース技術	2	
		音声情報処理	2	
		Javaプログラミング	2	
		コンピュータネットワーク	2	
		人工知能の基礎	2	
		離散数学(グラフ理論)	2	
		データマイニング	2	
		応用数学	2	
		統計概論	2	
		食と健康情報	2	
		健康情報学	2	
		コンピュータグラフィックス	2	
卒業論文	4			

卒業要件として124単位以上を修得

授業科目一覧表

【システム情報学科 情報数理専攻】

授 業 科 目		単 位 数	備 考		
教 養 科 目  科 目	教 養 科 目	心理学	2		
		哲学	2		
		物理学の基礎	2		
		基礎生命科学	2		
		ホスピタリティマネジメント	2		
		メディア・リテラシー入門	2		
		健康科学	2		
		海外事情（アメリカ編）	2		
	海外事情（中国編）	2	正科生 B のみ		
	海外語学・文化研修（中国大連編）	1	正科生 B のみ		
	外 国 語 科 目	英語Ⅰ（初級英語読解）	2		正科生 B のみ
		英語Ⅱ（初級英会話）	2		
		英語Ⅲ（中級英語読解）	2		
		英語Ⅳ（中級英会話）	2		
英語Ⅴ（実用英語）		2			
初級中国語		2			
経 営 学 系 専 門 教 育 科 目	基 礎	憲法	2		
		マーケティング論	2		
		簿記原理基礎編	2		
		経営学への招待	2		
	応 用	流通の仕組み	2		
		ブランドマネジメント	2		
		経営科学	2		
		健康と社会	2		
	発 展	経営戦略と企業経営	2		
		e-ビジネス総論	2		
デジタルマーケティング	2				
サプライチェーンマネジメント	2				

授業科目一覧表

授 業 科 目		単 位 数	備 考	
情 報 学 系	基 礎	情報の世界	2	
		情報リテラシー	2	
		行列と連立1次方程式	2	必修科目
		基礎数学	2	選択必修科目
		コンピュータシステム I	2	
		コンピュータシステム II	2	
		Web技術基礎	2	
		オペレーティングシステム基礎論	2	
		三角関数・指数関数・対数関数	2	必修科目
		経営情報システム	2	
	専 門 用	医学医療	2	
		複素数	2	必修科目
		一変数の微分法	2	必修科目
		一変数の積分法	2	必修科目
		データ解析入門	2	必修科目
		情報倫理	2	
		不等式入門	2	
		集合と位相	2	選択必修科目
		IT戦略とマネジメントの基礎	2	
		ベクトル空間と線形写像	2	必修科目
教 育 科 目	発 展	プログラミング基礎	4	
		アルゴリズム	2	
		Webアプリケーション基礎	2	
		オペレーティングシステム	2	
		情報システムの設計	4	必修科目
		インターネットアプリケーション	2	
		システム開発基礎 II	2	
		デジタル画像概論	2	必修科目
		知識マネジメントとその応用	2	
		代数学	2	必修科目
多変数関数の解析	2	選択必修科目		
確率論	2	必修科目		
医療制度と医療情報システム	2			
宇宙への挑戦	2			
情報社会論	2			
ネットワークセキュリティ	2			
知的所有権論	2			
情報職業論	2	必修科目		
システム開発基礎 I	2	必修科目		
データベース技術	2			
音声情報処理	2			
Javaプログラミング	2			
コンピュータネットワーク	2			
人工知能の基礎	2			
離散数学 (グラフ理論)	2			
データマイニング	2			
応用数学	2			
統計概論	2	選択必修科目		
食と健康情報	2	必修科目		
健康情報学	2			
コンピュータグラフィックス	2			
暗号とインターネットセキュリティ	2			
卒業論文	4			

卒業要件として124単位以上を修得

(必修科目の30単位及び選択必修科目から6単位以上の修得が必要)